

サブスケア（Wi-Fi+通信端末保険付きサービス）利用規約

株式会社 Warranty technology（以下「当社」といいます）は、本規約に基づき、お客様に「サブスケア（Wi-Fi+通信端末保険付きサービス）」（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。お客様は、本サービスの申込および利用にあたり、本規約の全文を確認のうえ同意する必要があります。なお、当社は、本サービスの運営の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

【第1章 総則】

第1条（規約の適用・変更）

1. 本規約は、本サービスに関する当社と利用者間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と利用者間の本サービスに関わる一切の関係に適用されます。また、当社が利用者に対して行う通知（Webへの掲載等を含みます）は、本規約の一部を構成するものとします。
2. 当社は、当社が必要と認めた場合、本規約を変更することができるものとします。この場合、当社が利用者に変更内容の告知を行ったときに、変更の効力が生じるものとします。また、変更後の料金その他の提供条件は変更後の規約が適用されるものとします。
3. 本サービスに関して、本規約に定める内容と当社が別に定める個別規程（指定保険会社との保険契約を含みます）の内容が異なる場合、個別規程に定める内容が優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において用いられる用語の定義は、次に定めるとおりとします。

(1) サービス利用契約	本規約に基づき当社と利用者間で締結する本サービスの利用に関する契約。
(2) 利用者	当社とサービス利用契約を締結しているお客様。
(3) 対象端末	利用者が所有し、インターネット接続が可能な通信機器として第31条に定めるもので、通信端末保険の対象となるもの。
(4) お客様番号	利用者を識別するための利用者固有の番号。
(5) 指定保険会社	通信端末保険を実施するにあたり、当社が保険契約者、利用者が被保険者となる保険契約の引受を行う保険会社。

第3条（申込・承諾）

1. お客様は、サービス利用契約の申込にあたり、申込時点において以下に定める申込条件を満たしていただく必要があります。
 - (1) 過去にサービス利用契約について利用停止されていないこと。
 - (2) サービスの利用料金その他当社に対する支払債務を支払期限内に支払済であること。
2. お客様によるサービス利用契約の申込は、本規約に承諾いただいた上で、当社が定める方法に従い、当社に対し行っていただく必要があります。
3. サービス利用契約は、前項の申込に対し、当社が承諾し、その旨を書面もしくは電子的方法により通知した時点で成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合、当社は申込を承諾しない、または取消す場合があります。
 - (1) 過去に当社の約款等（本規約を含みます）に違反したことがある、またはサービス利用契約締結を拒絶もしくは解除されたことがあることが判明した場合。
 - (2) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合。
 - (3) 本規約に違反する虞があると当社が判断した場合。
 - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていない場合。
 - (5) 第1項に定める、申込条件を満たさない場合。
 - (6) その他当社が不適切と判断した場合。

第4条（サービス概要）

本サービスは、第2章と第3章に定めるサービスおよびこれに自動付帯される第4章の通信端末保険を内容とし、その詳細は次章以下に定めるものとします。なお、本サービスの利用を希望する利用者は、利用者本人が末尾記載の連絡先（【別表】サービス利用窓口で定める連絡先）に連絡をすることにより利用することができるものとします。

第5条（サービス期間）

サービス期間は、サービス利用契約成立時点（第3条第3項に基づき当社が承諾した時点）からサービス利用契約終了時点（終了原因を問わず、サービス利用契約が終了した時点）までとします。

第6条（サービス提供対象者）

本サービスの提供対象者は、利用者として登録された本人のみとします。

第7条（情報等の管理）

利用者は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するため必要な情報等を保持し管理するものとします。

第8条（登録内容の変更）

1. 利用者は、サービス期間中に当社への届出事項（氏名、連絡先、対象端末のIMEI番号やシリアル等）に変更が生じた場合には、当社が別途定める連絡先に速やかにその変更を届け出るものとします。また、登録内容の変更処理は、届出があった月に行われるものとします。なお、本サービスの利用に伴い届出事項に変更が生じた場合で、当社または指定保険会社等事業提携会社がその変更情報を取得しているときは、当社と事業提携会社で連携することにより届出事項の更新を行うことができるものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。
2. 当社は、利用者が登録内容の変更を怠りまたは誤った変更をしたことにより当社からの通知が不到達となつても、当社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 当社は、利用者が登録内容の変更を怠り、または誤った変更をしたことにより当社からの通知が不到達となつたことにより不利益を被ったとしても、一切その責任を負わないものとします。

第9条（サービス利用料金）

1. 利用者は、サービス利用契約1件につき、所定の料金を、当社が指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。なお、当社が指定する方法以外で支払う場合の費用は、利用者が負担するものとします。
2. 当社は、当社が適当と判断する方法により事前に利用者に通知または周知することにより、前項に定めるサービス利用料金の一部または全部を変更することができるものとします。
3. サービス利用契約が月額プランの場合、サービス利用料金の課金開始月は、第3条に規定するサービス利用契約の成立日が属する月とし、利用開始時点からサービス利用契約が終了した日の属する月の末日までの期間について月額料金の支払いを要します。なお、サービス利用料金の日割は行わないものとします。
4. サービス期間中に当社が利用者の登録を抹消した場合など契約の全部または一部が効力を失った場合であっても、当社はサービス利用料金の返還義務を負いません。なお、サービス期間の開始後、サービス利用料金の未払いであるときに登録が抹消された場合など契約の全部または一部が効力を失った場合であっても、利用者は支払うべき利用料金の全額を支払う義務が存続します。
5. 当社は、理由の如何を問わずサービス利用契約が終了した場合、サービス利用料金の返金はいたしません。

第10条（通信料）

利用者は、本サービスの申込や利用に関わる一切の通信料やインターネット接続料等を負担するものとします。

第 11 条（サービス提供の停止・終了）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止する場合があります。
 - (1) 本サービスを提供するために必要なシステム、設備の保守もしくは工事が必要な場合またはシステムに障害が発生した場合。
 - (2) 当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合。
 - (3) 前各号の他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合。
2. 当社は、次の各号のいずれに該当する場合、本サービスの提供を中止または終了することができるものとします。
 - (1) 本サービスの条件に違反し、催告後相当の期間内に当該違反が是正されない場合。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または競売を申し立てられた場合。
 - (3) 自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合。
 - (4) 民事再生、会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てを行った場合。
 - (5) その他財産状態が悪化したとき、またはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合。
 - (6) 経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり、本サービスの運営が事実上不可能になった場合。
 - (7) 当社による本サービスの提供の基礎となる当社と第三者との間の取引、提携等が理由を問わず終了し、本サービスの運営が事実上不可能になった場合。
 - (8) その他の理由により、本サービスの一部または全部を提供することができなくなった場合。
3. 当社は、前二項に基づきサービス提供を停止または終了する場合、当社が適当と判断する方法により事前に周知または通知を行うものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合はこの限りではありません。なお、前二項に基づきサービス提供を停止または中止もしくは終了した場合であっても、当社は利用者に対して返金その他何ら責任を負わないものとします。

第 12 条（サービス利用契約終了後の措置）

本サービス利用に関わる利用者の一切の債務は、サービス利用契約終了後においても、その事由の如何を問わず、その債務が履行されるまで消滅しません。

第 13 条（利用者からの解約）

本サービスの解約を希望される利用者は、当社が別に定める方法に従って解約を行いうるものとします。また、本サービスの解約は、解約受付日の属する月の末日付で解約処理となります。

第 14 条（当社からの解約）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者の本サービスの利用を停止し、何らの通知または催告なくして、サービス利用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合。
 - (2) 利用者が第 21 条（禁止事項）に定める禁止行為を行った場合。
 - (3) 利用者が本規約の内容または趣旨に違反した場合。
 - (4) サービス利用契約および本サービスの利用に関連して、虚偽の申告、通知もしくは届出を行ったことが判明した場合。
 - (5) 当社の名譽や信用を毀損した、またはその虞があると当社が判断した場合。
 - (6) その他利用者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。
 - (7) その他当社に損害を与えた、もしくは損害を与える虞があると当社が判断した場合。
2. 当社は、サービス利用契約を解約して登録を抹消する場合、事前に利用者に通知します。ただし、緊急かつやむを得ない場合はこの限りではありません。

第 15 条（秘密保持義務）

利用者は、当社が秘密である旨を表示して開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

第 16 条（個人情報の取扱い）

当社は、法令およびプライバシーポリシーに則り、利用者情報を適切に取扱います。また、本サービスの提供に不可欠な提携事業者および指定保険会社に利用者の氏名、電話番号および住所その他利用者情報を開示することについて、利用者は予め同意するものとします。

第 17 条（連絡・通知）

1. 当社から利用者への通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社が指定する所定の方法により行います。
2. 当社は、本サービスの提供に関連して、通信利用契約の利用者識別番号またはメールアドレスに対し、電子メールをお送りする場合があります。
3. 当社が登録内容に含まれるメールアドレスその他連絡先に連絡または通知を行った場合、利用者に対して当該連絡または通知が到達したものとみなします。

第 18 条（債権の譲渡）

当社は、本規約に基づき利用者に対して有する債権を第三者に譲渡することができます。この場合において、利用者は当該債権の譲渡および譲渡先への利用者の個人情報の提供についてあらかじめ同意するものとします。

第 19 条（権利の譲渡制限）

利用者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の書面による事前の承諾なくして、サービス利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対して譲渡、売買、移転、担保設定等その他の処分をすることはできないものとします。

第 20 条（遵守義務）

当社は、利用者が本規約の定めに違反し、当社が本サービスを提供することに対し著しい損害を与えた、もしくは与える虞があると合理的に判断した場合、当該利用者はサービス期間中であっても本サービスの提供を受けられない場合があるものとします。

第 21 条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとします。

- (1) 虚偽の登録、届出または申告を行うこと。
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (4) 当社または第三者（当社の役員、従業員、当社の委託先およびその役員、従業員を含みます。本条において以下同じとします）の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為またはその虞のある行為。
- (5) 当社または第三者のプライバシーを侵害する行為または侵害する虞のある行為。
- (6) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、名譽もしくは信用を毀損する行為またはその虞のある行為。
- (7) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為またはその虞のある行為。
- (8) 本サービスの提供に関する当社もしくは第三者の設備に無権限でアクセスし、過度な負担を与え、その他本サービスの提供およびその運営に支障を与える行為、またはその虞のある行為。
- (9) 当社または第三者の営業活動を妨害する行為、信用を毀損する行為、不利益もしくは損害を与える行為、第三者またはこれらの虞のある行為。
- (10) 法令に違反する行為、または犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為またはその虞のある行為。
- (11) 通信端末保険の利用における詐欺行為（未遂を含みます）。
- (12) 通信端末保険の利用において、保険金を詐取する目的で故意に支払事由を生じさせ、または生じさせようとする行為。
- (13) 当社の電気通信設備に支障を与えるまたはその支障を与える虞のある行為。
- (14) 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは約款等に違反する行為またはその虞のある行為。

(15) その他当社が不適切と判断する行為。

第 22 条（免責事項）

- 当社は、利用者が当社に対して本サービスの対価として支払った金額を損害賠償責任の上限とし、現実に生じた通常の損害を超えて責任を負わないものとします。また、当社は、本サービスに関連して生じた、他財物（データおよびソフトウェア等を含みます）に生じた損害、身体に生じた損害（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含みます）、天変地異、ネットワーク障害またはストライキ等の不可抗力により生じた損害、間接的損害（事業利益の損失、事業中断、事業情報の損失等）、特別損害（予見可能性の有無を問いません）、付隨的損害、拡大損害、将来の損害、逸失利益等に係る損害について、賠償する責任を負わないものとします。
- 本サービスの提供、変更、中止、もしくは廃止、または提供する情報の内容もしくは品質に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- 当社は、本規約に明示的に定める場合のほか、利用者に対して一切の損害賠償責任およびサービス利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大過失があった場合はこの限りではありません。
- 当社は、本サービスで提供する情報の内容、期待する機能および品質について、完全性、確実性、正確性、有用性などいかなる保証も行いません。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

- 利用者は、当社に対し、現在または将来にわたって、次の事項を確約するものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等反社会勢力の維持、運営に協力し、または実質的に関与していないこと。
 - 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会勢力を利用していると認められる関係ないこと。
 - 反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者と関係ないこと。
 - 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係ないこと。
 - 自らまたは第三者をして暴力的、威力的、威圧的、脅迫的またはこれらに準ずるような不当な要求、言動、妨害、信用毀損等をしないこと。
- 当社、利用者が前項に該当すると判断した場合、催告その他何らの手続なくして、契約解除その他必要な措置をとることができるものとします。なお、契約が解除された利用者は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わないとともに、これにより生じる当社の一切の損害を賠償するものとします。

第 24 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項および一部が無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 25 条（紛争解決・準拠法・管轄裁判所）

- 本規約およびサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
- 当社および利用者は、本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、法令に従うほか、誠実に協議の上速やかに解決を図るものとします。
- 本規約またはサービス利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【第 2 章 ワイヤレス・ブロードバンド・サービス】

第 26 条（ワイヤレス・ブロードバンドサービス）

- ワイヤレス・ブロードバンド・サービスとは、全国の公衆無線 LAN スポット（駅、空港、ファストフード、カフェ、商業施設など）で国内最大約 40,000 カ所、世界最大約 2,000 万カ所の主要なエリアにおいて 1 つの ID で高速インターネットサービスを利用可能なサービスをいいます。また、サービス利用契約 1 件につき、1ID の発行とし、サービスの利用に際しては、当社所定の方法で別途案内を行うものとします。なお、「ワイヤレス・ブロードバンド・サービスのご利用の際は、「ワイヤレス・ブロードバンド・サービス利用規約」(https://www.wi-gate.net/sim/wirelessgate_rules.html 末尾に記載) の利用規約等に従うものとします。また、ご利用できる Wi-Fi スポットについては、別途ご案内いたします。なお、「ワイヤレス・ブロードバンド・サービス利用規約」と本規約の他の条項の記載に矛盾・抵触がある場合は、本規約が優先するものとします。
- お客様情報の登録後、ワイヤレス・ブロードバンド・サービスの利用に必要な ID・パスワードを通知します。通知は、サービス利用契約の申込日から 3 営業日以内に行います。

【第 3 章 データ復旧割引サービス】

第 27 条（データ復旧割引サービス）

データ復旧割引サービスとは、利用者が所有する端末機器（パソコン・外付 HDD・SSD、サーバ・NSA、USB メモリ・SD カード、スマートフォン、タブレット端末等）のデータが破損した場合に、利用者が加入したプランの利率で費用の割引を受けられるサービスをいいます。また、【別表】サービス利用窓口で定める連絡先に連絡して利用しなければ、割引は適用されませんのでご注意ください。なお、データ復旧割引サービスのご利用の際は、所定のデータ復旧割引サービスの利用規約・注意事項等に従うものとします。

【データ復旧割引率】	
プラン名称	割引率
S プラン	10%
持込プラン	12%

【第 4 章 通信端末保険】

第 28 条（通信端末保険）

- 通信端末保険（以下、本章において「本保険」といいます）とは、本規約に基づき、当社が保険契約者、利用者が被保険者となり、指定保険会社が引受けを行なう保険契約の普通保険約款・特約に従って、利用者が本保険の対象として登録した対象端末に生じた偶然な事故（日本国内の事故に限ります）に対し、指定保険会社が損害保険金をお支払いすることをその内容とします。
- 本保険に基づく補償の実施は、本保険の利用開始日より起算し、1 年間に 1 回を限度とします。ただし、その他特段の定めがある場合は、この限りではありません。
- 本保険に基づく補償の実施方法については、指定保険会社から利用者へ第 35 条に定める保険金を支払うことにより完了するものとします。

第 29 条（契約の単位）

本保険は、サービス利用契約 1 件につき、対象端末 1 台、利用者 1 人とします。

第 30 条（プランの変更）

サービス利用契約の締結後に、プラン変更をすることはできません。

第 31 条（対象端末）

1. 本保険の対象端末は、利用者が保有する次の(1)から(6)までを満たすスマートフォン、タブレット端末またはフィーチャーフォン（ガラホを含みます）とします。ただし、機器によっては別途当社または指定保険会社の任意の判断により対象端末と判断されない場合があります。また、SIM カード、メモリーカードその他の外部記録媒体、バッテリー、充電器、AC アダプター、マウス、キーボード、ケーブル等の付属品は除きます。
 - (1) サービス利用契約の契約日から過去 5 年以内に発売が開始されたものであること。
 - (2) 本サービスの利用開始時において対象端末に画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に全機能が動作すること。
 - (3) 利用者本人が日本国内の販売店で購入したものであること。ただし、家族、知人、オークション等から購入したものおよび譲渡されたものを除きます。
 - (4) レンタルまたはリースなどの貸借の目的となっていないこと。
 - (5) 加工、改造がされていないこと。
 - (6) 第三者の紛失物、盗難の被害対象品、違法な拾得物等である端末でないこと。
2. 対象端末の本保険への登録は本サービス取扱いの各実店舗にて行うものとします。

第 32 条（本保険の対象外となる場合・補償の対象とならない損害）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補償を行いません。
 - (1) 本サービスの利用開始時前に発生した事故。
 - (2) サービス利用契約が解除または終了した後に発生した事故。
 - (3) 本サービスの利用停止中に発生した事故。
 - (4) 当社または指定保険会社が指定する書類の提出がない場合。
 - (5) サービス利用契約の定めに違反する場合。
 - (6) 指定保険会社との保険契約の免責事由に該当する場合、または当該違反により保険契約が解除、無効、失効または取消しとなった場合。
 - (7) 事故等について虚偽の報告、その他不当に保険金を取得しようとした、または取得したことが明らかになった場合。
 - (8) 初期不良等により対象端末の交換を行い、端末購入日を含む 14 日以内に携帯端末情報（IMEI またはシリアル）の変更がなかった場合。なお、変更がなかった場合は、本サービスは引き継がれず本サービスに係る返金等もできません。
2. 次に掲げる損害は本サービスの補償対象外となります。
 - (1) 戦争、テロ、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の動によって、全國または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）により発生した損害。
 - (2) 利用者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。
 - (3) 利用者と同世帯の親族の故意によって生じた損害。
 - (4) 対象端末の通常使用によるすり傷および塗料の剥がれ落ち等、対象端末の機能を損なわない外観上の損傷または汚損の損害。
 - (5) 紛失または置忘れによって生じた損害。
 - (6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。
 - (7) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災によって生じた損害。
 - (8) 消耗品に単独に生じた損害。
 - (9) 対象端末の購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害。
 - (10) 対象端末に使用されるプログラム、アプリケーションもしくはソフトウェアまたは対象端末に記録されたデータに生じた損害。

第 33 条（通信端末保険における免責事項）

利用者は、利用者のお客様番号により本保険が利用されたとき（機器またはネットワークの接続・設定により、利用者本人が関与しなくともお客様番号の自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます）には、当該利用行為が利用者本人の行為であるか否かを問わず、利用者本人の利用とみなされることに同意するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりお客様番号が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

第 34 条（利用手続）

1. 本保険の利用を希望する利用者は、本保険の実施に必要なお客様番号等の利用者情報等を用意の上、利用者本人が指定保険会社に申告する必要があります。また、申告の際には、申告者が利用者本人であることの確認をさせて頂くことがあります。なお、利用者による本サービスの利用状況によっては本保険を提供できない場合があります。
2. 指定保険会社は、利用者から保険金の請求を受けたときは、所定の方法により、対象端末に生じた損害の事実および保険金の支払いに必要な調査を行います。かかる指定保険会社が行う調査において、指定保険会社は、利用者に各種情報の提供をお願いすることがあります。また、当該調査に協力しなかった場合、本保険における補償の履行が遅延または不可と判断されることがあります。
3. 本保険に基づく補償の実施においては、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）より、下表の書類のうち指定保険会社が求めるものをご提出いただく必要があります。また、指定保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて原則として 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、保険金をお支払いします。なお、ご提出いただけない等の場合には、指定保険会社は保険金請求の受付を行わないことがあります。
4. 「有償交換した場合」「修理不能または盗難により再購入した場合」には、本サービス継続のために、保険会社より交換または再購入後の端末の IMEI 番号を確認させて頂く場合があります。

- ご提出いただく書類には“○”を付しています。“-”が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- 指定保険会社が保険金を支払うべき事故による損害が発生した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅しますのでご注意ください。

ご提出いただく書類等	修理を行った場合	有償交換した場合	修理不能により再購入した場合	盗難により再購入した場合
1 保険金請求書類	○	○	○	○
2 領収書またはレシートの写し（※1）	○	○	○	○
3 リペアレポート等の証明書類の写し	○ (※2)	-	○ (※3)	-
4 盗難被害に関する所轄警察署の証明書等	-	-	-	○
5 対象端末の保証書の写し（※4）	○	○	○	○
6 上記 1～5 以外に指定保険会社が求めた資料	○	○	○	○

※1 修理費や再購入価格がわかるもの。

※2 修理した場所（店名、会社名、支店名等）、担当者、連絡先、修理した内容が確認できるもの。

※3 修理不能であることが確認できるもの。

※4 購入日、購入店、購入製品等が記載されているもの（保証書でなくても購入日が証明できるもの）で、販売店（日本国内の販売店に限ります）の押印があるもの。

5. 前項に定める他、当社および指定保険会社は、本保険に基づく補償の実施にあたり、以下の確認を行います。

- (1) 本サービスの利用対象者であること。
- (2) 事故の原因（利用者の関与の有無、その他の事情等）、事故発生の状況およびその後に行った利用者その他関係者の対応。
- (3) 損害発生の有無および損害の額ならびに事故と損害との関係。
- (4) 他の同種の保険契約等への加入。
- (5) 上記(1)から(4)のほか、指定保険会社が補償の実施を行うために必要な事項。

第 35 条（保険金の支払金額・利用上限回数）

第 31 条（対象端末）に規定する対象端末に本保険の対象となる事故が発生した場合、1 利用者あたり、年間利用上限回数 1 回、本契約の申込プランに従い、下表の金額を保険金として、お支払いします。なお、本サービスの利用開始日を年間利用上限回数の起算日とし、1 年経過後についても、利用開始日の翌年同日付を起算日とし、以後同様とします。

プラン	補償の限度額	保険金の支払額		
		【修理可能の場合】		
S プラン 持ち込み プラン	50,000 円	実際にご負担された修理費	-	3,000 円 (自己負担額)
		【有償交換の場合】	=	お支払いする損害保険金の額 (50,000 円を上限)
		有償交換に要した費用	=	お支払いする損害保険金の額 (50,000 円を上限)
		【修理不能または盗難の場合】		
		対象端末の再購入価格	×	50%
			=	お支払いする損害保険金の額 (25,000 円を上限)

第 36 条（指定保険会社の表示）

所在地 東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
商 号 SBI 損害保険株式会社

[2022 年 12 月 1 日制定]

【別表】サービス利用窓口

連絡先	お問合せ内容	受付時間
03-4570-4407	データ復旧サービスの利用	9:00~17:00 (土日祝日・指定休業日除く)
	サービス内容の案内等 (Wi-Fi 接続方法のご案内)	10:00~19:00 (年中無休)
	登録内容の変更(解約)など※一括プランのみ	10:00~19:00 (年中無休)
	通信端末費用保険の利用	9:00~17:00 (土日祝日・指定休業日除く)
050-8885-9425 ※月額プランのみ	登録内容の変更など	10:00~13:00 及び 14:00~18:00 (平日 (土日祝祭日及び年末年始除く))
	サービス利用契約の解約	

ワイアレス・ブロードバンド・サービス利用規約

株式会社ワイアレスゲート

本ワイアレス・ブロードバンド・サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社ワイアレスゲート（以下「当社」といいます。）の提供するワイアレス・ブロードバンド・サービスのご利用にあたり、会員の皆様に遵守していただかなければならない事項及び当社と会員の皆様との間の権利義務関係が定められております。当社のワイアレス・ブロードバンド・サービスを会員としてご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

第1条 適用

1. 本規約は、ワイアレス・ブロードバンド・サービスの利用に関する当社と会員（第2条第3号で定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とし、会員と当社との間のワイアレス・ブロードバンド・サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ホームページ（第2条第2号で定義）上で随時掲載するワイアレス・ブロードバンド・サービスに関するルール、諸規定等（以下「附帯規定」といいます。）は本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と附帯規定の内容に差異がある場合には、附帯規定の内容が優先して適用されます。

第2条 定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）を意味します。
- (2) 「当社ホームページ」とは、そのドメインが「wi-gate.net」「wirelessgate.co.jp」「wg-sim.jp」である当社が運営するホームページ（理由の如何を問わず当社のホームページのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のホームページを含みます。）を意味します。
- (3) 「会員」とは、第3条に基づき本サービスの利用者としての登録がなされた個人又は法人を意味します。
- (4) 「本サービス」とは、当社が提供するワイアレス・ブロードバンド・サービスを意味します。
- (5) 「無線通信事業者」とは、当社と無線通信の提供にかかる契約を締結している電気通信事業者を意味します。
- (6) 「利用契約」とは、第3条第4項に基づき当社と会員の間で成立する、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約を意味します。

第3条 登録

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本サービスの利用の登録を申請することができます。
2. 登録の申請は必ず本サービスを利用する個人又は法人自身が行わなければならず、原則として代理人による登録申請は認められません。また、本サービスの利用を希望する者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社は、当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者の会員としての登録は完了したものとします。
4. 前項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約が会員と当社の間に成立し、会員は本サービスを当社の定める方法で利用することができるようになります。また、登録の完了した日を利用開始日とします。
5. 会員は、利用開始日当日に、当社からの連絡が可能な電子メールアドレスを当社に届け出るものとします。
6. 当社は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあり、また、その理由については一切開示義務を負いません。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 当社に提供された登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (5) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

第4条 登録事項の変更

1. 会員は、その氏名、メールアドレス、クレジットカード、その他当社が指定する登録事項に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。
2. 当社は、前項の変更の届出が遅れたこと及び同届出を怠ったことにより会員ないし第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。

第5条 登録事項の取扱い

会員は、当社が会員の登録情報を以下の目的に利用することがあることにつき、予め同意するものとします。

- (1) 当社が会員に対し、本サービスの追加若しくは変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メール又は郵便等で通知をする場合
- (2) 当社がサービス開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供する場合
- (3) 法令の規定に基づき、利用又は提供しなければならない場合
- (4) 会員から同意を得た場合

第6条 料金及び支払方法

1. 会員は、本サービス利用の対価として、当社が別途定める利用料金を負担するものとします。
2. 当社又は会員による解約、退会を行った場合、本サービス、料金プラン等の契約内容により、当社が別途定める解約金・契約解除料の支払義務が発生することを、会員は予め承諾するものとします。
3. 会員は利用料金を当社の指定する日までに会員本人名義の有効なクレジットカード決済の方法又は別途当社の指定する方法で当社に支払うものとします。
4. クレジットカード決済の場合、会員は、各クレジットカード会社が指定する決済日及び決済方法等に従うものとし、各クレジットカード会社が定める規約等に従い、利用料金を支払うものとします。会員と各クレジットカード会社との間で、利用料金等の債務をめぐって紛争が生じた場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社への支払で利用頂けるクレジットカードブランドは以下の通りとし、デビットカード、プリペイドカード、海外発行のクレジットカード、提携カードにより一部利用できない場合があることを、会員は予め承諾するものとします。

・ JCB ・ VISA ・ MASTER カード ・ AMERICAN EXPRESS カード ・ DINERS カード

6. 会員が利用料金、解約金、及び契約解除料その他の当社に対して負う債務の支払を遅滞した場合、会員は年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7条 本サービスの利用についての注意事項

- 会員が本サービスを利用するためには、電気通信事業法および電波法その他の関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）に適合するものを会員が自ら準備し、会員の費用と責任において維持するものとします。
- 会員は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、当社ホームページからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を会員の無線通信端末等にインストールする場合には、会員が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社は会員に発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

第8条 本サービスの利用

- 会員は、有効に会員として登録されている期間内に限り、本規約の目的の範囲内でかつ本規約に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
- 会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - 当社、本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、財産、その他の権利又は利益を侵害する行為
 - 当社が本サービスにおいて必要な範囲で複製、改変、送信その他の行為を行うことが本サービスの他の利用者又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名譽、その他の権利又は利益の侵害に該当することとなる情報を当社ホームページに送信する行為
 - 当社、本サービスの他の利用者又は第三者を誹謗中傷し、又はその名譽若しくは信用を毀損する行為
 - 詐欺、業務妨害等の犯罪行為に関連する行為（犯罪行為を誘発又は扇動する行為を含む。）又は公序良俗に反する行為
 - わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送受信し、又は掲載する行為
 - 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれに勧説する行為
 - 当社、本サービスの他の利用者又は第三者等本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
 - 本サービスの他の利用者又は第三者になりすまして、本サービスを利用する行為（他の利用者のパスワード又はユーザーIDを不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）
 - 自己のパスワード又はユーザーIDを本サービスの他の利用者又は第三者と共有し、又は他者が共有しうる状態におく行為
 - 本サービスの他の利用者又は第三者の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます。）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
 - 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧説のメールを送信する行為
 - 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く又はそのおそれのあるメールを送信する行為
 - 第三者の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為
 - 第三者の管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
 - 法令又は当社若しくは会員が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
 - コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信し、又は他人がこれら的情報を受信可能な状態のまま放置する行為
 - 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
 - 当社による本サービスの運営若しくは業務、又は本サービスにかかる電気通信設備を妨害し、又はこれらの中止に支障を及ぼすおそれのある行為
 - 前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - 前各号のいずれかに該当するおそれがあると当社が判断する行為
 - その他、当社が不適切と判断する行為
- 会員のパスワード又はユーザーIDをもって本サービスが利用された場合、当該利用は、その会員の利用とみなすものとします。

第9条 パスワード及びユーザーIDの管理

- 会員は、自己の責任において、パスワード及びユーザーIDを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、他者と共有したり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- パスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は会員が負うものとし、会員の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切の責任を負いません。
- 会員のパスワード又はユーザーIDをもって本サービスが利用された場合、当該利用は、その会員の利用とみなすものとします。
- 会員のパスワード又はユーザーIDが会員及び第三者により同時に、又は第三者のみによって利用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。
- 会員は、パスワード又はユーザーIDが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第10条 商品内容の変更

- 当社は、本サービスの内容又は名称を予告なく変更することがあります。
- 前項の変更は、当社ホームページにて告知いたします。

第11条 当社からの告知

- 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、当社ホームページにおいて、随時告知いたします。
- 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を会員に対し、その指定する連絡先宛に個別に通知することができます。

第12条 本サービスの停止又は中断

- 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を永久的に停止又は一時的に中断することができるものとします。
 - 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - 無線通信提供事業者の提供する電気通信サービスの契約等に基づいて無線通信提供事業者が提供する無線通信の利用の制限が生じた場合（無線通信の提供態様の変更及び提供の廃止を含みます）
 - その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。
- 当社は、前項に基づき当社が行った措置に基づき会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第13条 無線通信の通信区域

- 無線通信の通信区域は、無線提供事業者の通信区域とのおりとします。無線通信は、接続されている機器が通信区域内に在籍する場合に限り行うことができます。ただし、通信区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、通信を行なうことができない場合があります。
- 通信区域内で通信できない場合であっても、会員は、当社に対し、通信が制限されたことによる如何なる損害賠償も請求することはできません。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除きます。

第14条 無線通信

- 会員は、本サービスにより、当社が別に定める方法に従って、無線通信提供事業者が提供する無線通信サービスを利用することができます。
- 無線通信サービスは、無線通信提供事業者により変更又は廃止されることがあります。会員は、無線通信サービスの変更又は廃止により、特定の無線通信サービスを利用できなくなる場合があることを了承します。
- 当社は、会員が無線通信を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責に帰すべき事由に基づく

場合を除きます。

第 15 条 情報の保存

当社は、会員が送受信したメッセージその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社はいつでもこれらの情報を削除できるものとします。なお、当社は本条に基づき当社が行った措置に基づき会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 16 条 権利帰属

当社ホームページ及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社ホームページ又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。会員は、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

第 17 条 登録取消等

1. 当社は、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当し、かつ当該会員と当社との間の信頼関係が破壊された又はそのおそれがある場合は、事前に通知又は催告することなく、当該会員について本サービスの利用を一時的に停止し、又は会員としての登録を取り消すことができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、他の会員又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあつた場合
 - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあつた場合
 - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 24ヶ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
 - (10) 第 7 条の規定に違反し、技術基準に適合しない無線通信端末等をもって本サービスを利用した場合
 - (11) 会員が当社に届け出ている登録事項に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠った時
 - (12) その他、当社が会員としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 会員は、前項による本サービスの停止又は中断を行った場合であっても、第 6 条第 1 項に定める支払義務を免れないものとします。
3. 第 1 項の定めにかかるわらず、会員が登録したクレジットカードについて、クレジットカード会社又は代金収納代行会社から無効扱いの通知を受けた場合、又は理由の如何を問わず会員の登録したクレジットカードの利用が不能となった場合、当社は会員に事前に通知した上で、本サービスの全部又は一部の利用を停止又は一時的に中断ができるものとします。
4. 会員の利用する個別の本サービスの内容、料金プラン等によっては、当社が、前項による本サービス利用の停止又は中断を行った場合に、第 6 条第 2 項に定める解約金・契約解除料を負担して頂く事に、会員は予めこれを承諾するものとします。
5. 前項による支払いがなされた場合で、かつ、当社が別途定める期日までに本条第 3 項の事実が解消されたことを当社が確認できた場合、当社は、当社が指定する日に、本サービスの一時利用停止又は中断を解除し、当該支払を受けた金額を会員が登録するクレジットカード会社又は代金収納代行会社を用いてチャージバック返金するものとします。この場合、利息は付与しません。
6. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知又は催告した上で、会員との利用契約を解約し、会員を退会させができるものとします。
 - (1) 会員が、当社が別途定める利用料金又は本サービスを受ける上で当社に対して負う債務等の支払いを遅延し、又は当社が本条第 3 項の通知を受けた場合で、当社が相当期間を定めた上で、会員が登録するメールアドレス宛に支払い催告又は有効なクレジットカード情報の登録を行わなければならぬ旨の催告を行ったにもかかわらず、会員が当該期間内にこれに応じなかった場合
 - (2) 第 12 条の規定により本サービスの利用を停止又は中断された会員が、その停止・中断事由を解消しない場合
 - (3) 当社が、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合
7. 前各号の規定により解約、退会となつた場合、会員は、当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。また、第 6 条第 2 項に定める解約料・契約解除料の支払を免れないものとします（本条第 4 項に基づいて会員が解約金・契約解除料を負担した場合を除く）。
8. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。但し、当該会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者であり、かつ、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除きます。
9. 本条に基づき退会又は会員の登録が取り消された場合、会員は、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第 18 条 会員による解約、退会

1. 会員は、利用契約を解約しようとする時は、当社所定の方法で当社に通知することにより、退会又は自己の会員としての登録を取り消すことができます。
2. 会員は前項の規定による解約、退会となつた場合、本サービスの内容、料金プラン等の契約内容により、第 6 条第 2 項に定める解約料・契約解除料を負担するものとします。

第 19 条 反社会的勢力等の排除

1. 当社は、登録希望者もしくは会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知・催告を要せず、何等責任を負う事なく会員としての登録の拒否又は本サービスの提供を中止又は利用契約の解除ができるものとします。
 - (1) 登録希望者もしくは会員（登録希望者もしくは会員の役員、株主あるいは実質的に経営権を有する者または利用契約締結に関するこれらの代理人もしくは利用契約締結を媒介した者等を含む。以下、本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、右翼団体またはこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 登録希望者もしくは会員が、反社会的勢力と人的、資本的または経済的（不当な利益供与を行ふ経済取引を含む。）に関係があると認められる場合
 - (3) 自ら反社会的勢力であることを標榜し、または自らの関係者が反社会的勢力であると標榜する場合
 - (4) 登録希望者もしくは会員が、自らあるいは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
 - (5) 登録希望者もしくは会員が、自らあるいは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合
 - (6) 登録希望者もしくは会員が、自らあるいは第三者を利用して、当社の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある場合
 - (7) 登録希望者もしくは会員が、自らあるいは第三者を利用して、違法行為または法的責任を超えた不当要求行為をした場合
 - (8) 登録希望者もしくは会員が、継続して、あるいは反復して法令に違反し、または公序良俗に反する行為や事業を行っている、あるいは、そのような行為や事業が明らかとなつた場合
2. 当社は、登録希望者もしくは会員が利用契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」といいます。）の当事者または関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人もしくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明した場合には、登録希望者もしくは会員に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めができるものとします。
3. 前項に基づいて当社が必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、登録希望者もしくは会員が正当な理由なくこれを拒否した場合、当社は事前の通知・催告を要せず、登録希望者もしくは会員に書面で通知することにより、何等責任を負う事なく会員としての登録の拒否又は本サービスの提供を中止又は利用契約の解除ができるものとします。
4. 当社は、本条の規定により、利用契約を解除した場合、解除した当事者である当社が被つた損害について、被解除当事者となる会員に賠償請求ができるものとします。

5. 当社は、本条に基づく契約解除により被解除当事者となる登録希望者に損害が生じても、これを賠償する責任を一切負わないものとします。

第 20 条 保証の否認及び免責

1. 当社は、本サービスにつき如何なる保証も行うものではありません。さらに、会員が当社から直接又は間接に本サービス又は他の会員に関する情報を得た場合であっても、当社は会員に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。
2. 会員は、本サービスを利用する事が、会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、会員による本サービスの利用が、会員に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、利用不能又は変更、会員のメッセージ又は情報の削除又は消失、会員の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して会員が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
4. 当社ホームページから他のホームページへのリンク又は他のホームページから当社ホームページへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ホームページ以外のホームページ及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、無線通信の利用に関し、当社の電気通信設備（当社が別に定める相互接続点（専用回線等接続サービス契約に基づく当社と当社以外の電気通信事業者との間の接続に係る電気通信設備の接続点）に接続する当社保有の電気通信設備）を除き、無線通信提供事業者の相互接続点（協定事業者が定める相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点または専用回線等接続サービス契約に基づく、無線通信提供事業者と、無線通信提供事業者以外の電気通信事業者との間の接続に係る電気通信設備の接続点）等を介し接続している、電気通信設備に係る通信の品質を保証することはできません。
6. 当社は、本サービスによる無線通信の利用に関し、その通信の品質を保証することはできません。
7. 当社は、インターネットおよびコンピューターに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

第 21 条 自己責任の原則

1. 会員は、本サービスを使用して行なった、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 会員が本サービスを使用して第三者に損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与える行為を行わないものとします。
3. 当社は、本サービスを使用することにより会員に発生した損害の全てに対し、本書面に明示的に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、かつ、損害を賠償する義務はないものとします。但し、当該会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者であり、かつ、当社の責めに帰すべき事由に基づく場合を除きます。

第 22 条 無線通信の利用不能による損害

当社は、当社の故意または重過失により生じた場合を除き、無線通信が利用できることについて、いかなる責任も負わないものとし、会員に対し、その損害を賠償する義務はないものとします。

第 23 条 紛争処理及び損害賠償

1. 会員は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. 会員が、本サービスに関連して他の会員その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、会員の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その結果を当社に報告するものとします。
3. 会員による本サービスの利用に関連して、当社が、他の会員その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、会員は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。
4. 当社は、本サービスに関連して会員が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。なお、消費者契約法の適用その他の理由により当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去1年の期間に会員から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。但し、当社に故意又は重過失のある場合を除きます。

第 24 条 秘密保持

1. 会員は、本サービスに関連して当社が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報（以下「秘密情報」といいます。）について、本サービスの利用目的のみに利用するとともに、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に提供、開示又は漏洩しないものとします。
2. 会員は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については秘密情報に準じて厳重に行うものとします。
3. 会員は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第 25 条 有効期間

利用契約は、会員について利用開始日から当該会員の登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社と会員との間に有效地に存続するものとします。

第 26 条 本規約等の変更

1. 当社は、本規約（附帯規定を含みます。以下本条において同じ。）を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本規約を変更した場合には、会員に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、会員が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録取消の手続をとらなかった場合には、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第 27 条 連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他会員から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から会員に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第 28 条 本規約の譲渡等

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 29 条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と会員との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社と会員との事前の合意、表明及び了解に優先します。

第 30 条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び会員は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるよう努めるものとします。

第 31 条 存続規定

第4条第2項、第6条、第7条第2項、第8条第3項、第9条第2項、第12条第3項、第13条第2項、第14条第3項、第15条、第16条、第17条第

2項、第4項及び第7項から第9項まで、第18条第2項、第19条第4項及び第5項、第20乃至第24条、並びに第28条乃至第32条の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第32条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条 協議解決

当社及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

以上